

町会等地区連合会交流事業助成金交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、町会等地区連合会（以下「地区連合会」という）が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する助成金について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(地区連合会)

第3条 この規程における地区連合会とは、本会に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、町会等活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- ① 報償費(講師謝礼等)
- ② 借上げ費(会場・バス等)
- ③ 印刷費
- ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ その他会長が特に認めた経費

(算定基準)

第6条 助成金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

2. 八王子市における他の助成金をはじめ、国や他の自治体及び公共団体等からの助成金との併用はできない。
3. 交付決定より前に終了する事業は、対象とならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

(助成金の経理と実績報告)

第10条 助成金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5号様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(助成金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第 12 条 次の各号に該当する場合は、会長は、助成金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 助成金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(助成金に関する調査)

第 13 条 会長は、助成金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び助成金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

- 付則 1. この規程は、平成 20 年 4 月 8 日制定し、平成 20 年 4 月 1 日に遡って施行する。
2. 平成 20 年 11 月 11 日に改正し、施行する。
 3. 平成 22 年 9 月 14 日に改正し、施行する。
 4. 平成 22 年 10 月 12 日に改正し、平成 22 年 11 月 1 日に施行する。
 5. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。